

『年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書・振込通知書』

<表面>

<div style="text-align: center;">料金後納郵便</div> <div style="text-align: center;">親展</div> <div style="text-align: center;">大切なお知らせ</div> <p>差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号 Japan Pension Service</p> <p>! 開封前にあて名をご確認ください。 このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。</p> <p>② ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりと開いてください。 (水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください) ①</p>	<div style="text-align: center;">①年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書</div> <p>(この通知書は、支給金額を証するものですので大切に保管してください。)</p> <p>令和5年4月分からお支払いする支給金額は以下のとおりとなります。 なお、この支給金額は、令和5年6月(4、5月分)からのお支払いとなります。(改定内容に関しては、裏面①をお読みください。)</p> <p>給付金の種類 年金生活者支援給付金</p> <table border="1"><tr><td>基礎年金番号</td><td></td></tr></table> <p>◎受給者氏名</p> <table border="1"><tr><td>支給金額(月額)</td><td>円</td></tr></table> <p style="text-align: right;">令和5年6月1日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 印</p>	基礎年金番号		支給金額(月額)	円	<div style="text-align: center;">②年金生活者支援給付金 振込通知書</div> <p style="text-align: right;">(初回振込予定日) 令和5年6月15日</p> <p>以下の金額を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。 振り込みは 年 月から 年 月までの各偶数月に行われます。(裏面②の振込予定日をご参照ください。)</p> <p>給付金の種類 年金生活者支援給付金</p> <table border="1"><tr><td>基礎年金番号</td><td></td></tr></table> <p>◎受給者氏名</p> <p>◎振込先</p> <p>◎給付金支払額及び振込額</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>年 月の振込額</th><th>年 月から 月の各期振込額</th></tr></thead><tbody><tr><td>給付金支払額</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>調整額</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>振込額</td><td>円</td><td>円</td></tr></tbody></table> <p>厚生労働省 官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長 印</p>	基礎年金番号			年 月の振込額	年 月から 月の各期振込額	給付金支払額	円	円	調整額	円	円	振込額	円	円
	基礎年金番号																			
支給金額(月額)	円																			
基礎年金番号																				
	年 月の振込額	年 月から 月の各期振込額																		
給付金支払額	円	円																		
調整額	円	円																		
振込額	円	円																		

<裏面>

<div style="text-align: center;">年金生活者支援給付金に関するお問い合わせは『給付金専用ダイヤル』へ</div> <p>0570-05-4092</p> <p>●050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-5539-2216</p> <p><受付時間></p> <table border="1"><tr><td>月曜日</td><td>午前8:30~午後7:00</td></tr><tr><td>火~金曜日</td><td>午前8:30~午後5:15</td></tr><tr><td>第2土曜日</td><td>午前9:30~午後4:00</td></tr></table> <p>※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は、午後7:00まで。 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。</p> <p>お問い合わせの際は、<u>基礎年金番号</u>がわかるものをご用意ください。</p> <p>○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。 ○休日明けや通知が届いた直後は、電話が非常に混雑します。ご了承ください。 ○おかけ間違いには、十分ご注意ください。</p> <p>日本年金機構のホームページでは、年金生活者支援給付金に関する手続き方法などをご覧ください。 https://www.nenkin.go.jp/ 日本年金機構 検索</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください</p><p>日本年金機構の職員が、電話でおお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。 また、手数料などの金銭を求めません。</p><p>不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。</p></div>	月曜日	午前8:30~午後7:00	火~金曜日	午前8:30~午後5:15	第2土曜日	午前9:30~午後4:00	<div style="text-align: center;">①令和5年度の年金生活者支援給付金の支給金額</div> <p>○年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和5年度は昨年度から2.5%の増額改定となります。 ○また、老齢年金生活者支援給付金の支給金額は、国民年金保険料免除期間を有する場合に、老齢基礎年金額の引上げに伴う改定(増額)も行われます。 ※年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和5年度は、生年月日によって改定率が異なります。</p> <p>【令和5年度の給付基準額(月額)】</p> <table border="1"><thead><tr><th>給付金の種類</th><th>給付基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>老齢年金生活者支援給付金</td><td>5,140円^{※1}</td></tr><tr><td>障害年金生活者支援給付金 (1級)^{※2}</td><td>6,425円</td></tr><tr><td>(2級)</td><td>5,140円</td></tr><tr><td>遺族年金生活者支援給付金</td><td>5,140円^{※3}</td></tr></tbody></table> <p>※1 実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されますので、支給金額は2.5%の増額とならない場合があります。 ※2 障害年金の等級に応じて給付基準額が異なります。 ※3 2人以上の子が受給している場合は、子の数で割った金額が支給されます。</p> <p>○支給金額の改定に関しては、日本年金機構ホームページでもご案内しています。</p> <p>【スマートフォン・携帯電話から】 【パソコン(スマートフォン)から】</p> <p>検索又はURLを入力。</p> <p>二次元コードを読み取ることでアクセスできます。</p> <p>支援給付金改定 検索</p> <p>ht https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkingakutou_kaitei.html</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>【決定への不服申立制度について】</p><p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。</p><p>※年金生活者支援給付金改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。</p></div>	給付金の種類	給付基準額	老齢年金生活者支援給付金	5,140円 ^{※1}	障害年金生活者支援給付金 (1級) ^{※2}	6,425円	(2級)	5,140円	遺族年金生活者支援給付金	5,140円 ^{※3}	<div style="text-align: center;">②年金生活者支援給付金の振込予定日</div> <p>年金生活者支援給付金の支払日は年金と同じく原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。</p> <table border="1"><thead><tr><th>支払月</th><th>支給対象月</th><th>支払月</th><th>支給対象月</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>2月分、3月分</td><td>10月</td><td>8月分、9月分</td></tr><tr><td>6月</td><td>4月分、5月分</td><td>12月</td><td>10月分、11月分</td></tr><tr><td>8月</td><td>6月分、7月分</td><td>2月</td><td>12月分、1月分</td></tr></tbody></table> <p>■注意事項</p> <p>○年金生活者支援給付金の支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金生活者支援給付金振込通知書をお送りいたします。 ※年金生活者支援給付金は、年金と同じ口座にお振込みしますので、年金の振込口座を変更する場合は、年金生活者支援給付金の振込先も変更となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">『調整額』欄の見方</p><p>さかのぼって年金生活者支援給付金をお支払いする場合や、年金生活者支援給付金の過払い金を毎月の支払いからお返しいただく場合にその金額を表示しています。</p><p style="text-align: center;">このような場合はお手続きが必要となります</p><p>○次の①から③のいずれかの事由に該当した場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。</p><ul style="list-style-type: none">①日本国内に住居がないとき②年金が全額支給停止のとき③刑事施設等に拘禁されているとき<p>○上記①又は③に該当する場合は、必ず届出が必要となりますので、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にご相談ください。</p></div> <p>※右のマークは音声コードです。 目の不自由な方にご自身の給付金の支払に関する情報を音声でご案内します。</p>	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	4月	2月分、3月分	10月	8月分、9月分	6月	4月分、5月分	12月	10月分、11月分	8月	6月分、7月分	2月	12月分、1月分
月曜日	午前8:30~午後7:00																																	
火~金曜日	午前8:30~午後5:15																																	
第2土曜日	午前9:30~午後4:00																																	
給付金の種類	給付基準額																																	
老齢年金生活者支援給付金	5,140円 ^{※1}																																	
障害年金生活者支援給付金 (1級) ^{※2}	6,425円																																	
(2級)	5,140円																																	
遺族年金生活者支援給付金	5,140円 ^{※3}																																	
支払月	支給対象月	支払月	支給対象月																															
4月	2月分、3月分	10月	8月分、9月分																															
6月	4月分、5月分	12月	10月分、11月分																															
8月	6月分、7月分	2月	12月分、1月分																															